

告示

埼玉県告示第三百三十一号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十六条の規定による処分について、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定により、聴聞を次のとおり公開で行う。

平成二十九年三月二十一日

埼玉県知事 上田清司

一 聴聞の日時及び被聴聞者

聴聞の日時	被聴聞者の商号又は名称	被聴聞者の氏名（法人にあつては代表者の氏名）	被聴聞者の主たる事務所の所在地
平成二十九年四月二十日午後一時三十分	有限会社オークリエイト	大川内叔久	埼玉県三郷市三郷二丁目2番地19サクセスビル三〇二

二 聴聞の場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号

埼玉教育会館 三〇五会議室